

加賀市空き家バンク制度への登録について

【登録までの流れ】

◎個人での申請の場合

手続き内容など	必要書類	備考
空き家バンク制度登録申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・間取図 ・写真 ・身分証明書の写し ・承諾書 	
↓		
宅建協会会員による物件調査		担当する業者から連絡がありますので、調査の日に立会いをお願いします。
↓		
調査報告書の提出		調査を担当した業者が市に提出します。
↓		
空き家バンクへの登録完了		調査の結果、登録することに問題がなければ登録完了です。
↓		
登録通知書の交付		登録期間は、登録日から2年間です。
空き家バンク利用希望者から利用の申込みがあれば、連絡しますので、内見の立会い等をしていただきます。 内見の日などは、登録者と利用者で調整をお願いします。		

◎不動産業者からの申請の場合

手続き内容など	必要書類	備考
空き家バンク制度登録申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・間取図 ・写真 ・媒介契約書の写し ・承諾書 	位置図、間取図、写真、は、物件案内書で代用可能
↓		
↓		
空き家バンクへの登録完了		
↓		
登録通知書の交付		登録期間は、登録日から2年間です。
空き家バンクの利用者から利用の申込みがあった場合は、登録者の不動産業者に連絡をします。内見等の立会いも不動産業者がすることとなります。		

※ 市は、登録者と利用者間の売買や賃貸等の交渉・契約については、仲介できません。